

【接骨院・整骨院等を受診される方へ】

接骨院・整骨院等は病院等と違い、健康保険の使える範囲が限られていることをご存知ですか？

接骨院・整骨院等で施術を行う柔道整復師等は医師ではないため、薬の投与や外科手術、レントゲン検査を行うことは認められていません。柔道整復師等へのかかり方を正しく理解し、適正な受診をされますよう、ご協力をお願いいたします。

健康保険が使えるとき

整骨院 ・ 接骨院	骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)、ぎっくり腰、負傷原因がはっきりしている筋違いなど。※1
はり ・ きゅう	主として神経痛、リウマチ、頸(けい)腕(わん)症候群、五十肩、腰痛症及び頸(けい)椎(つい)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき。※2
マッサージ	筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき。※2

※1：骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※2：あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

治療を受ける時の注意

1 負傷原因を正しく伝えましょう。

左表にあてはまる場合であっても、負傷原因が第三者行為(交通事故など)や労働災害、通勤災害等に該当する場合は、健康保険が使いません。

2 療養費支給申請書を確認しましょう

保険適用を受けて施術を受ける場合は、柔道整復師が受療者の委任を受けて、受療者が加入している健康保険に治療費を請求します。その際に『療養費支給申請書』の提出が必要となりますが、申請書に記載の自己負担額、受診回数、負傷名、負傷原因、施術内容に誤りがないかよく確認して、「委任欄」に署名または捺印しましょう。

3 病院での治療との重複はできません。

保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中は、柔道整復師等の施術料は全額自己負担となり、健康保険の対象とはなりません。

問 市役所国保医療課[内線122~125]

気づきチェックリスト

✓チェック

	曜日や月がわからない。
	家の近所の道順がわからない。
	買い物でお金を払えない。
	季節に合った服装を選べない。
	数日前の会話を思い出すことができない。
	洗濯機やテレビのリモコン等を使いこなせない。
	外出する機会が少なくなっている。
	バスや電車、自家用車で1人で外出できない。
	電話番号を調べて、電話をかけることができない。
	預金の出し入れ等お金の管理ができない。

「北斗市認知症ケアパス」より抜粋



今まで毎日普通に生活していたが、突然曜日や時間がわからなくなったり、名前を覚えられなくなったりする、または周りにそんな人がいませんか？

もしかすると認知症の症状が出ているかもしれません。

◀ 気になり始めたらチェックしてみましょう

チェックリストの項目にいくつか該当する場合は認知症の症状の表れかもしれませんので、かかりつけ医に相談することをお勧めします。

チェックリストは認知症の診断をするものではありませんので、必ずかかりつけ医に相談のうえ診断を受けてください。

市では、認知症について詳細に説明した「北斗市認知症ケアパス」を作成しています。市役所等で配布しているほか、市公式ホームページからダウンロードできます。

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係 [内線159]